

減価償却しない資産

□減価償却しない資産

固定資産のうち、事業の用に供していない資産や時の経過によって価値の減少しない資産については、減価償却をしません。

減価償却をしない資産として、土地等、電話加入権、書画骨董、建設中の資産や稼働休止中の資産が挙げられますが、事業の用に供しているかどうか、時の経過によって価値の減少しない資産であるかどうかについては、実務上問題となることもありますので、注意が必要です。

□土地等

土地や借地権は、使用や時の経過によって価値が減少しない資産です。地価が上がったり下がったりすることはありますが、それは使用や時の経過によるものではないため、減価償却の対象にはなりません。

□電話加入権

現実問題としては、価値は大幅に下落していますが、理論的には使用や時の経過によって価値が減少しない資産として位置づけられています。

□書画骨董

書画骨董については、希少価値や歴史的価値があり時の経過により価値が減少する性質のものではない資産として、減価償却の対象になりません。

ただし、複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものは書画骨董には含まれず、減価償却の対象となります。

書画骨董には、①美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値または希少価値を有し、代替性のないもの、②美術関係の年鑑等に登載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等、が含まれます。

ただ、実際は時の経過によって価値の減少しない書画骨董に該当するかどうかは明らかでない美術品等もありますので、その場合には、その取得価額が1点20万円未満であるもの、絵画



○姓を苗字といいますが、日本人は農耕民族。大家族が協力して稲作にあたり 収穫した稲を分け合った。同じ苗代で育てた苗を植える単位の屋号が苗字です。ところで 名なしの権兵衛の正体は。これは、赤坂の日枝神社の歌によれば名主の権兵衛。また、知らぬ顔の半兵衛とは。戦国時代の軍略家、竹中半兵衛のことで知らぬ顔をしながら策を巡らした知恵者。



については、号2万円未満であるものは、減価償却資産として取り扱うことができることとされています。

□建設中の資産

建設途中の建物などを建設仮勘定で処理することがありますが、まだ事業の用に供していないため、減価償却は行うことはできません。

ただし、建設仮勘定として表示されている場合であっても、その一部分が完成しており、その完成した部分が事業の用に供されているときは、その部分は減価償却資産に該当し、減価償却をすることができます。

□稼働休止中の資産

稼働休止中の資産については、事業の用に供していないため、減価償却を行うことはできませんが、稼働を休止している資産であっても、その休止期間中に必要な維持補修が行われており、いつでも稼働し得る状態にあるものについては、減価償却をすることができます。

また、他の場所において使用するために移設中の減価償却資産については、その移設期間がその移設のために通常要する期間であると認められる場合には、減価償却を継続することができます。